

# 2026年度 立命館アジア太平洋大学 国内学生授業料減免 募集要項

本制度は、「国の高等教育修学支援新制度（以下、JASSO 給付奨学金）」の**第Ⅰ区分・第Ⅱ区分・第Ⅲ区分・第Ⅰ区分(多子世帯)・第Ⅱ区分(多子世帯)・第Ⅲ区分(多子世帯)**に採用された学生の授業料減免額を授業料の半額まで引き上げる立命館アジア太平洋大学独自の制度です。

なお、在留資格等または大学への入学時期等により JASSO 給付奨学金に申請資格がない（例：小学校卒業後に来日し在留資格が「家族滞在」の学生、高校卒業から大学入学までの期間が2年を超えている学生等）国内学生も本制度に申請できません。

本制度を希望する方は、本要項をよく読み、必ず期日までに申請手続きを行って下さい。

## 1. 制度概要

<b>減免額</b>	： 授業料の半額
<b>減免期間</b>	： 採用されたセメスターから第8セメスターまで (※毎年、家計基準・学業基準についての継続審査があります)
<b>採用人数</b>	： 大学における予算の範囲内
<b>支給方法</b>	： 授業料請求時に半額の金額での請求

## 2. 申請資格

国内学生を対象とした入学試験を受験し入学した学部学生で以下のいずれかに該当する者

- ・ JASSO 給付奨学金の採用者（申請中の者を含む）
- ・ 在留資格等または大学への入学時期等により JASSO 給付奨学金の申込資格がない者\*
  - \* 小学校卒業後に来日し在留資格が「家族滞在」の学生、高校を卒業してから大学入学までの期間が2年を超えている学生等
  - \* 家計基準が上回る等、JASSO の選考基準を満たしていない為に給付奨学金に申請できない方は本制度も対象になりません。

## 3. 選考基準

### (1) 家計基準

#### **a. JASSO 給付奨学金の採用者（申請中の者を含む）**

JASSO の支援区分である第Ⅰ区分・第Ⅱ区分・第Ⅲ区分、第Ⅰ区分(多子世帯)・第Ⅱ区分(多子世帯)・第Ⅲ区分(多子世帯)に準ずる。

#### **b. JASSO 給付奨学金へ申込資格がない者**

以下を基準とする。

給与所得者世帯の場合：年間世帯収入額の合計が **400 万円以下**

給与所得者世帯以外の場合：年間所得金額の合計が **57 万円以下**

## (2) 学業基準

JASSO 給付奨学金の基準に準じ、以下の学業基準を満たすこと

### 【1・2 セメスター生の場合】

次の①から④までのいずれかに該当すること

- ① 高校の評定平均値が 3.5 以上であること  
※ 卒業した年度（高校 1 年～3 年）までの累積
- ② 入学試験の成績が入学者の上位 1/2 以上であること
- ③ 高等学校卒業程度認定試験の合格者であること
- ④ 学修計画書を提出し、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること

### 【3 セメスター生以上の場合】

次の①か②のいずれかに該当すること

- ① 在学する大学等における学業成績について、GPA（平均成績）等が上位 1/2 以上であること  
※ GPA は申請する年度の前年度（前学年）までの累積  
※ 母集団は学部ごと及びセメスターごととし、大学が計算する。
- ② 次の（ア）及び（イ）いずれにも該当すること  
（ア）修得単位数が標準単位数以上であること  
※申請する年度の前年度までの累積単位数

<標準単位数>

終了セメスター	標準単位数（累積）
1 セメスター終了時	16 単位以上
2 セメスター終了時	31 単位以上
3 セメスター終了時	47 単位以上
4 セメスター終了時	62 単位以上
5 セメスター終了時	78 単位以上
6 セメスター終了時	93 単位以上
7 セメスター終了時	109 単位以上

- （イ）学修計画書を提出し、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること

## 4. 申請方法

・**JASSO 給付奨学金に申込資格のある者**：国の高等教育修学支援新制度へ申請時に、大学システムでの WEB 出願にて同時に申請をしてください。詳細は、[国内学生授業料減免\\_JASSO 給付奨学金 申込資格のある方](#)の「6・申請方法」をご参照ください。

・**JASSO 給付奨学金に申込資格がない者**：スチューデント・オフィスのホームページ[国内学生授業料減免\\_JASSO 給付奨学金 申込資格のない方](#)の「5. 申請方法」より申請書をダウンロードし、受付期間内に必要書類と一緒にスチューデント・オフィス奨学金担当へご提出ください。郵送の場合は、封筒に「国内学生授業料減免 担当行」と必ず記載してください。

## 5. 申請受付期間

募集区分	申請受付期間
春semester募集	2026年4月1日～2026年6月30日
秋semester募集	2026年9月21日～2026年11月30日

※締切日必着

## 6. 申請書類

・ JASSO 給付奨学金へ申込資格のある方：大学システムでの WEB 出願にて申請

・ JASSO 給付奨学金へ申込資格のない方：下記(1)～(7)全てを提出。

(1) 申請書 (スチューデント・オフィスのホームページよりダウンロード)
(2) 学生本人、ならびに父および母、またその他家計支持者全員 (別居する家族を含む) の最新の「所得証明書 (課税証明書または非課税証明書 (非課税の場合))」 ※春募集時：2025 年分を提出すること。2025 年分を提出できない場合は、その旨を記載し 2024 年分を提出すること。 秋募集時：2025 年分を提出すること。 ※お住まいの市区町村で取得し、 <u>原本</u> をご提出ください。 ※収入のない方も「非課税証明書」 <u>原本</u> を必ずご提出ください。 ※ひとり親家庭の場合は、家計支持者となっているいずれかおひとり分で結構です。 ※海外在住の場合は、 <u>日本語・英語以外で作成された文書は、日本語もしくは英語訳を付してください。</u>
(3) 学修計画書 ※ ダウンロードは <a href="#">こちら</a>
(4) JASSO 給付奨学金に申請資格がないことを証明する書類 「住民票 (除票)」(写し可)、卒業証書のコピー等 ※ 住民票は、日本に来て最初に住民登録をした市町村の「外国人住民となった年月日」が記載されているもの
(5) 奨学金振込口座の通帳コピー
(6) 【1・2 セメスター生の場合】 次の①または②の書類 ① 高校の評定平均値(1年生～3年生の累積)がわかる書類 調査書等 ② 高卒認定試験の合格がわかる書類
(7) 【ひとり親家庭の場合】 ひとり親を証明する書類 戸籍謄本等

## 7. 選考

申請書類に基づき、家計基準・学業基準について審査します。

選考結果は、スチューデント・オフィスより申請者本人に Student Portal を通じて通知します。

募集区分	選考結果発表（予定）
春セメスター募集	9月中旬
秋セメスター募集	1月中旬

※春セメスターおよび秋セメスターの授業料については、まず通常どおりの授業料納付額および納付期日を通知します。

※JASSO 給付奨学金へ申込資格のある方については、予定より早く結果を発表する場合があります。

## 8. 停止について

- (1) JASSO 給付奨学金採用者が以下のいずれかに該当する場合は本制度の適用を停止する。
  - ・ JASSO 給付奨学金制度で「停止」「廃止」となった場合
  - ・ JASSO 給付奨学金制度の適格認定（家計基準）で「第Ⅰ区分・第Ⅱ区分・第Ⅲ区分・第Ⅳ区分(多子世帯)・第Ⅱ区分(多子世帯)・第Ⅲ区分(多子世帯)」以外の判定となった場合
- (2) JASSO 給付奨学金採用者以外が、以下に該当する場合は本制度の適用を停止する。
  - ・ 本制度の継続可否について、毎年春セメスター期間中に行う家計基準の継続審査において、年間世帯収入額の合計が、給与所得者世帯で 400 万円(収入額)または給与所得者世帯以外で年間所得金額の合計が 57 万円(所得額)を超えた場合

## 9. 学業成績不良者に対する警告

各回生終了時に、本制度の適用者が次のいずれかに該当する場合に警告を行う。

- (1) 各回生終了時の修得単位数が以下に定める単位数の 6 割以下のとき
  - 1 回生終了時 31 単位
  - 2 回生終了時 62 単位
  - 3 回生終了時 93 単位
- (2) 各回生終了時の GPA が所属学部および各回生における下位 4 分の 1 のとき
- (3) その他学生部長が警告に該当すると判断したとき

※ JASSO 給付奨学金における適格認定（学業基準）とは異なります。詳細は、JASSO のホームページをご確認ください。

## 10. 中止について

次の (1) ~ (6) に該当する場合は本制度の適用を中止とする。

- (1) 退学または除籍となったとき
- (2) 立命館アジア太平洋大学学生懲戒規程による停学処分を受けたとき
- (3) 標準修業年限で卒業できないことが確定したとき
- (4) 各回生終了時の修得単位数が以下に定める単位数の 5 割以下のとき

1 回生終了時 31 単位

2 回生終了時 62 単位

3 回生終了時 93 単位

(5) 警告に連続して該当したとき

(6) その他学生部長が授業料減免の適用者としてふさわしくないと判断したとき

## 11. 取消について

申請の際虚偽の申告をするなど、要件を満たさない申請をして本制度の適用を受けたことが判明したとき、本制度の適用を取り消す。

## 12. 返納について

本制度の適用が停止、中止または取消しとなった者に対し、既に本制度により減免した全部または一部に相当する額の納入を求めることがあります。

## 13. 授業料減免の方法

(1) 国内学生授業料減免の採用決定後に、減免が反映された新たな授業料納付書を通知します。受給資格が継続する間、次のセメスターからは、減免が反映された授業料で納付書を送付します。

(2) 授業料納付期日後に停止・中止・取消となる場合には、不足分が追加請求されます。

## 14. 個人情報の取り扱いについて

学生の個人情報は、法令および学校法人立命館個人情報保護規定に則り、漏洩・滅失・毀損等がないよう安全に管理いたします。

以上

= お問合せ先・郵送先 =

スチューデント・オフィス 学内奨学金担当  
〒874-8577 大分県別府市十文字原 1-1  
TEL (0977) 78-1124 FAX (0977) 78-1129